

公益社団法人 三田市シルバー人材センター
夫婦会員会費免除の規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会費規則第2条の(4)号に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 以下のいずれかの項目に該当する会員を、夫婦会員とする。

- (1) 同姓及び同居していること。
- (2) 市の発行する書類等で夫婦を証明できること。

(免除)

第3条 夫婦会員は、配偶者いずれか一方の会費を免除することが出来る。

2 年会費一括支払いを対象とする。

(手続き)

第4条 夫婦会員に関する会費免除を希望する会員は、申請書（別紙1）に必要事項を記入し、毎年度5月末までにセンターに提出すること。

2 センターは、申請後に夫婦会員の定義から逸脱しても、会費の追加請求を行わない。

3 申請の有効期間は、当年度中とする。

(委任)

第5条 本規約に定めるもののほか、夫婦会員の会費免除に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

付則

この規程は、令和4年3月25日より施行する。